

刈払機取扱作業者に対する 安全衛生教育の開催について

林材業労災防止協会北海道支部
林材業労災防止協会旭川分会

刈払機は林業だけでなく、建設工事、土木工事、造園、ゴルフ場、農業など幅広い分野で使用され、刈刃の跳ね返りや転倒などにより、刈刃に接触した災害が多く発生し、死亡災害に至る場合があります。

通達により、刈払機を使用する作業の安全を確保し、振動障害を防止するため、作業者に対し安全衛生教育を行うよう定められております。（平3.1.21 基発第39号、平12.2.16 基発第66号）

つきましては、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」に基づき教育を実施いたしますので該当者（女性受講可）を受講させていただきたくご案内申し上げます。

※新型コロナウイルス感染防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

1 対象者 林業、林業土木業、造園業、ゴルフ場、農業、その他刈払機を使用する業務に従事している者等

講習日	受付期間	定員	時間（休憩時間含）
R5. 3. 22（水）	1/25～3/8	40名	9：00～16：50

※定員に達し次第しめきり

3 会場 旭川市工業技術センター（旭川市工業団地3条2丁目）

4 受講料 会員 11,000円 会員外 13,000円
（消費税含）
（テキスト代2,750円、消費税10%を含む）
※申込書の「受講料支払方法」欄に○印をつけて下さい。
（振込に○をした場合は、振込先をお知らせします）

5 申込方法 **受付期間内**に、申込書を旭川分会に提出して下さい。
※先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

6 添付するもの **運転免許証（表・裏）のコピー**、写真1枚（30ミリ×24ミリ）
※既に取得している、林防災交付の修了証のコピーを添付していただくと、修了証が一つにまとまります。

7 カリキュラム

- ・刈払機に関する知識……………1. 0時間
- ・刈払機を使用する作業に関する知識……1. 0時間
- ・刈払機の点検及び整備に関する知識……0. 5時間
- ・振動障害及びその予防に関する知識……2. 0時間
- ・関係法令……………0. 5時間
- ・刈払機の作業等（実技）……………1. 0時間

8 修了証 後日、事業場へ送付いたします。

9 注意事項 受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。



林材業労災防止協会旭川分会

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

刈払機取扱作業者に対する 安全衛生教育受講申込書

※運転免許証(表・裏)のコピーを添付して下さい

太枠内に楷書でご記入下さい。

印の欄は記入しないで下さい

受講日	/	受講	
ふりがな			性別
氏名			男・女
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記(希望する・希望しない)		
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ 戸籍抄本、住民票等の添付が必要		
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
現住所	〒 携帯		
勤務先	所在地	〒	
		TEL	FAX
	名称	担当者名	
受講料支払方法 (印を記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います		
会員区分	会員	11,000円 (コード 191)	入金日
	会員外	13,000円 (コード 192)	

縦30mm
横24mm

写真1枚添付
裏面に氏名記入

年 月 日

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

林業業労災防止協会旭川分会 行き